

第3回南知多町水道料金審議会

水道料金体系の検討

令和7年11月27日

南知多町水道課

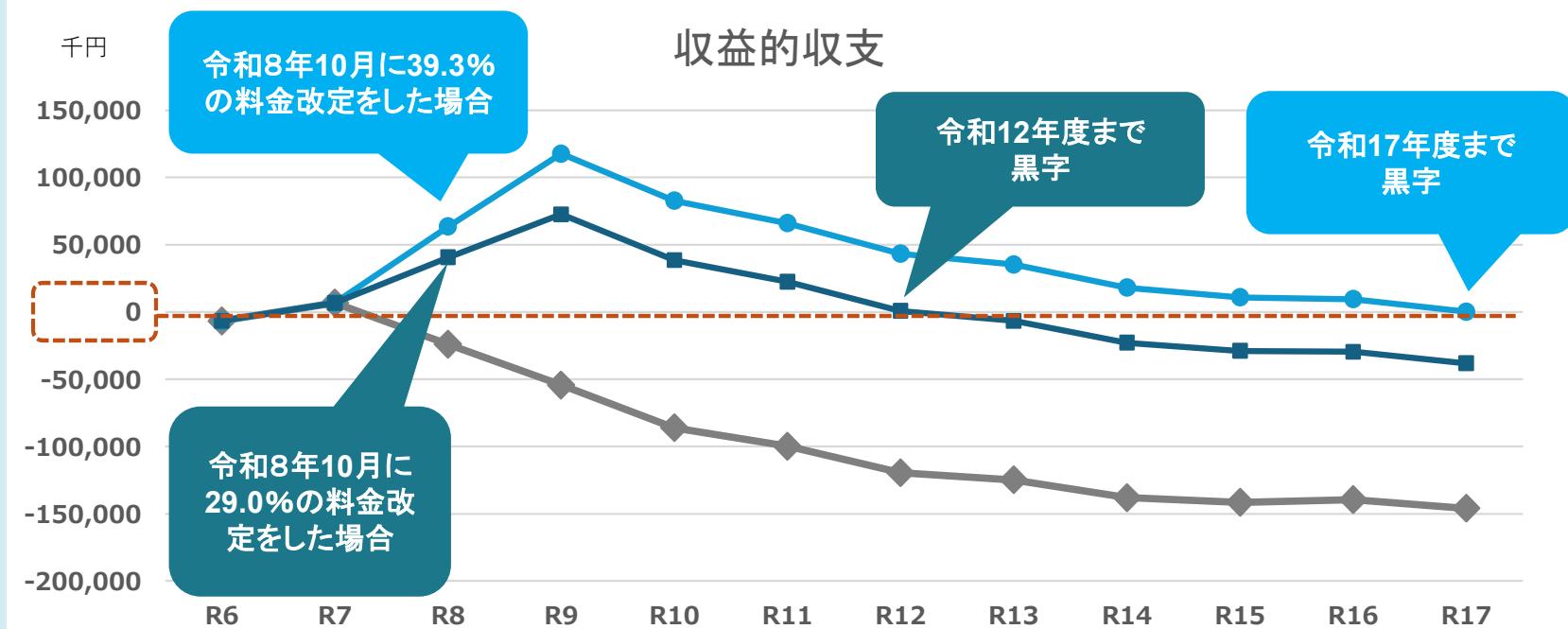
目次

1. 前回の振り返り	2
2. 水道料金の現状	5
3. 水道料金体系の見直しの検討	16

1. 前回の振り返り

前回の振り返り

【料金改定をした場合の収益的収支の見通し】



【今後の方針について】

- 今後、まずは算定期間(令和8年度～令和12年度)における安定的な事業運営を目指します。経営戦略の残余計画期間である令和13年度～令和17年度については、将来的な事業環境の変化等を踏まえたうえで、定期的に適正な料金水準を検討することで対応します。
- 料金改定を行ってから概ね3年が経過した時点で収支予測の見直しを行い、料金収入に過不足が見込まれる場合には、料金改定の検討を行います。

前回の振り返り

【前回の振り返り】

- ◆ 第2回審議会において、回答保留とした事項は以下のとおりです。

No.	委員からのご質問	事務局回答
1	近隣市町の料金表を示してほしい。	回答①参照。
2	口径別の使用水量や使用料金等、南知多町の水道料金に係る現状分析を提示してほしい。	次章においてご説明します。

前回の振り返り(事務局回答①)

◆ 近隣団体の水道料金比較(家事用、口径20mm、税抜、1か月、円/m³)※改定予定を含む

水量 (m ³ /月)	半田市 (審議会中)	東海市 R8.4.1~	西尾市	常滑市 R8.4.1~	東浦町 (審議会中)	知多市 R8.6~	武豊町	美浜町 R8.5.1~	阿久比町 (審議会中)	大府市 (審議会中)	南知多町 (審議会中)
基本料金	710	1,100	1,150	910	390	760	600	1,450		600	
0~5								100	1,200		1,315
6~10	40	65		79	60	77	50			85	
11~20	85	100		107	126	144	130		135	115	141
21~30	130	141		155	163		140			175	
31~40				207	192	155		160		160	
41~50	135	182					155			216	
51~60								210			
61~80	170						165				
81~100						202					
101~200								230		200	258
201~500							185				
501~											

2. 水道料金の現状

南知多町水道事業の現在の水道料金体系

- ◆ 本町の水道料金は、水道メーターの口径に応じたメーター使用料と、口径に関わらず一定の基本料金及び超過料金(2段階遞増※)から成り立っており、基本料金には10m³の基本水量を含んでいます。

料金体系(令和7年4月1日時点、税込み)

基本料金

従量料金

区分	メーター使用料		基本料金 ～10m ³ まで	超過料金（1m ³ あたり）	
	口径	使用料		11～20m ³ まで	21m ³ 以上
一般用	13口径	42円	1,362円	155円/m ³	248円/m ³
	20口径	84円			
	25口径	126円			
	30口径	157円			
	40口径	178円			
	50口径	671円			
	75口径	964円			
	100口径	1,236円			
工事その他臨時用			4,924円	492円/m ³	492円/m ³
共用給水装置 1カ所につき			1,362円	155円/m ³	248円/m ³

※遞増度
1.6倍

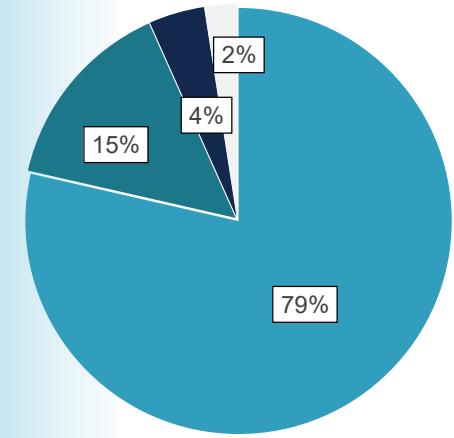
※超過料金とは、使用水量が増加するに従い料金単価が上がる料金体系を指します。

令和6年度調定データの内訳

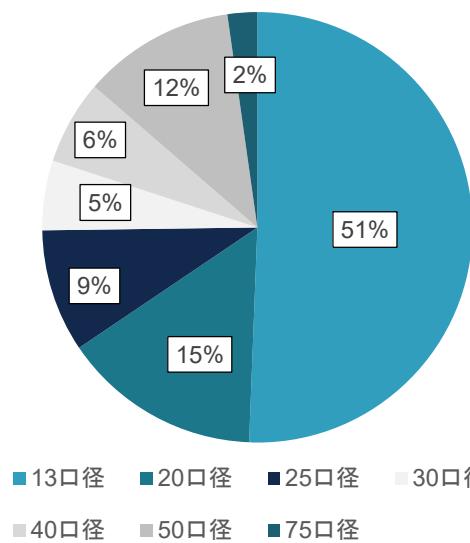
① 口径別内訳

- ◆ 本町水道事業の、口径別調定件数、有収水量、料金収入の内訳は以下のとおりです。
- ◆ 調定件数は約79%を13口径、約15%を20口径が占めているのに対して、有収水量は約51%を13口径、約15%を20口径、料金収入は約46%を13口径、約15%を20口径が占めており、中・大口径が占める割合が高くなっています。
- ◆ これは中・大口径において、13口径等の小口径と比較し、1件当たり利用水量が大きいことを示しています。

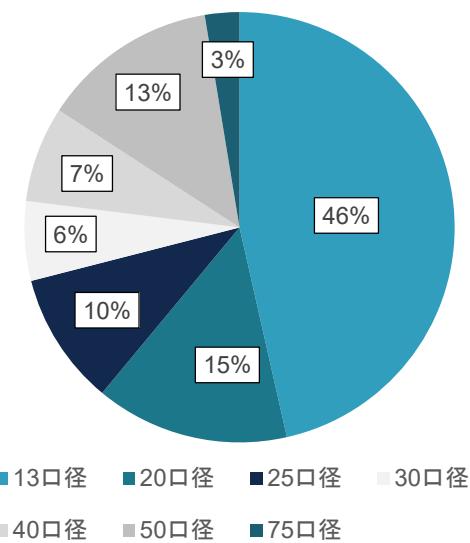
調定件数



有収水量



料金収入



■13口径 ■20口径 ■25口径 ■30口径以上

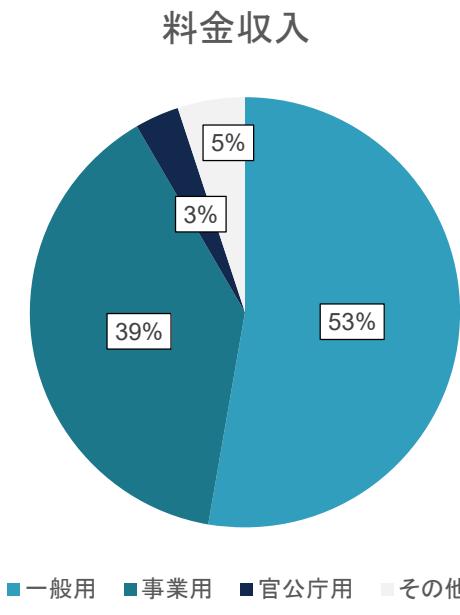
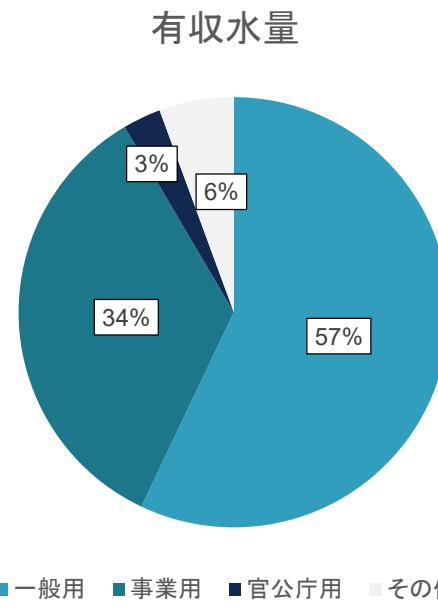
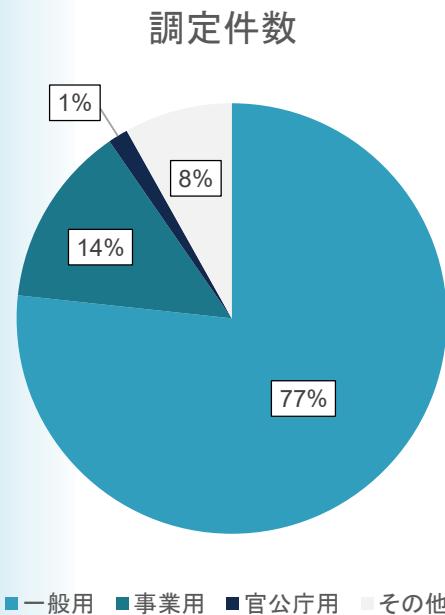
■13口径 ■20口径 ■25口径 ■30口径
■40口径 ■50口径 ■75口径

■13口径 ■20口径 ■25口径 ■30口径
■40口径 ■50口径 ■75口径

令和6年度調定データの内訳

② 用途別内訳

- ◆ 本町水道事業の、用途別調定件数、有収水量、料金収入の内訳は以下のとおりです。
- ◆ 調定件数は約77%を一般用、約14%を事業用が占めているのに対して、有収水量は約57%を一般用、約34%を事業用、料金収入は約53%を一般用、約39%を事業用が占めており、事業用の割合が高くなっています。
- ◆ これは事業用において、一般用と比較し、1件当たり利用水量が大きいことを示しています。

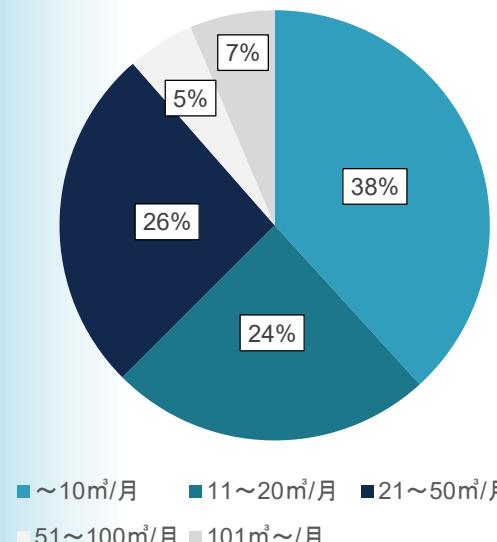


令和6年度調定データの内訳

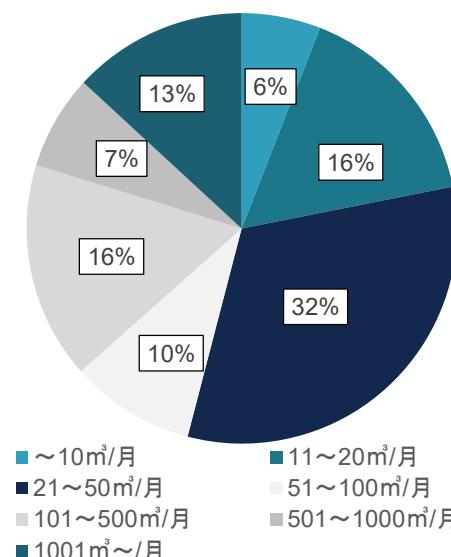
③ 使用水量別内訳

- ◆ 本町水道事業の、使用水量別調定件数、有収水量、料金収入の内訳は以下のとおりです。
- ◆ 調定件数については、月20m³以下使用者が約62%、月101m³以上使用者は約7%に留まっています。一方で、有収水量及び料金収入については月20m³以下使用者がそれぞれ約22%にとどまっており、月101m³以上使用者の有収水量が約36%、料金収入が約41%と高い割合となっています。
- ◆ 人口減少によって1件あたりの使用水量が減少すると、基本料金内使用者の割合が増加し、料金収入が減少することが想定されます。経営の安定化のためには遅増度及び基本水量の低減の検討が求められる状況といえます。【使用料体系課題】

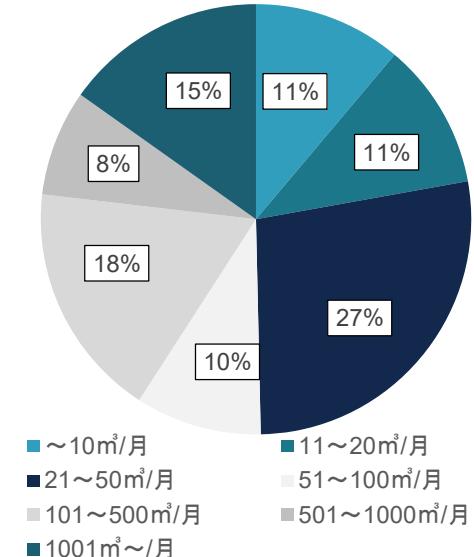
調定件数



有収水量



料金収入



利用状況の推移

- ◆ 過去10年間の利用状況の推移をみると、有収水量の減少($\Delta 21.8\%$)に伴う給水収益の減少($\Delta 22.6\%$)が続いています。これは主に給水人口の減少($\Delta 18.1\%$)によるものですが、給水戸数の減少率は $\Delta 4.8\%$ と給水人口の減少割合に比べそれほど減少していません。
- ◆ これは核家族化等の世帯内人口の減少により、調定件数当たりの利用水量が減少していることを示しており、今後の経営の安定化のためには基本料金収入割合の向上を図る必要がある状況といえます。**【使用料体系課題】**

年間総有収水量及び給水収益の推移



給水戸数及び現在給水人口の推移



水量別利用状況の変化(対令和3年度比較)

- ◆ 令和3年度と令和6年度の水量別利用状況比較は以下のとおりです。
- ◆ 月10m³以下利用者が調定戸数※、有収水量、水道料金収入ともに約5%増加しているのに対して、月21～50m³利用者、月51～100m³利用者、月101m³以上利用者はいずれも調定戸数、有収水量、水道料金収入ともに減少しています。
- ◆ 結果として、全体では調定戸数は約2%の減少に留まるにも関わらず、有収水量、水道料金収入は約6%減少しています。

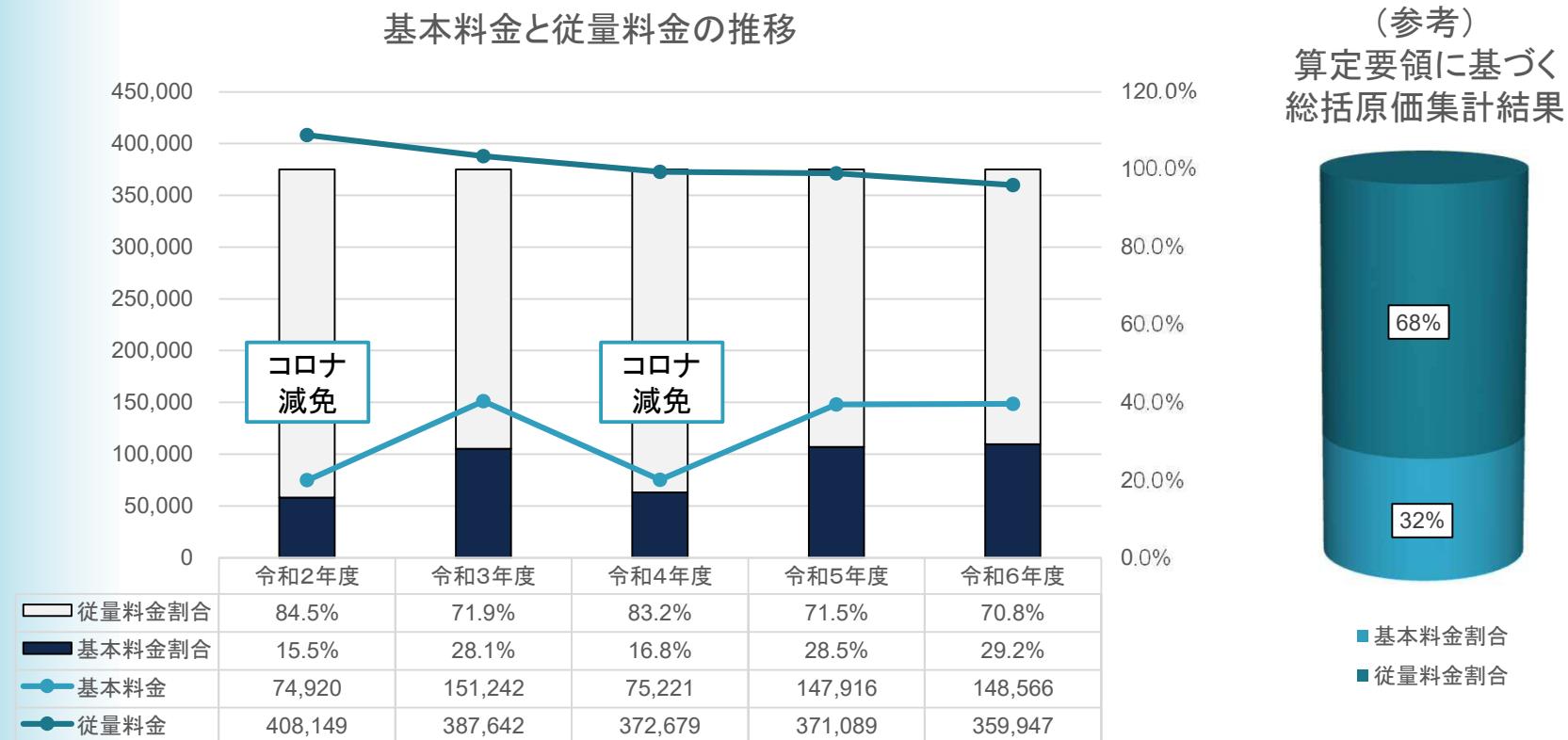
調定データベース

	R3年度			R6年度			R6-R3年度比		
	調定戸数 (世帯数)	有収水量	水道料金収入	調定戸数 (世帯数)	有収水量	水道料金収入	調定戸数 (世帯数)	有収水量	水道料金収入
~10m ³ /月	35.8%	19,135	134,527	54,008,846	38.2%	20,041	142,344	56,643,816	104.7%
11～20m ³ /月	12,493	378,788	55,562,490	12,723	382,624	56,088,754	101.8%	101.0%	100.9%
21～50m ³ /月	15,416	884,032	160,838,633	13,648	772,433	139,690,268	88.5%	87.4%	86.9%
51～100m ³ /月	2,911	266,659	57,280,375	2,649	224,640	48,282,837	91.0%	84.2%	84.3%
101m ³ ～/月	3,449	892,440	211,193,502	3,355	877,536	207,807,178	97.3%	98.3%	98.4%
合計	53,404	2,556,446	538,883,846	52,416	2,399,577	508,512,853	98.1%	93.9%	94.4%

※調定戸数…料金を請求した件数。2か月に1度請求するため、年度数値だと実際の約6倍の世帯数となります。

基本料金収入と従量料金収入の推移

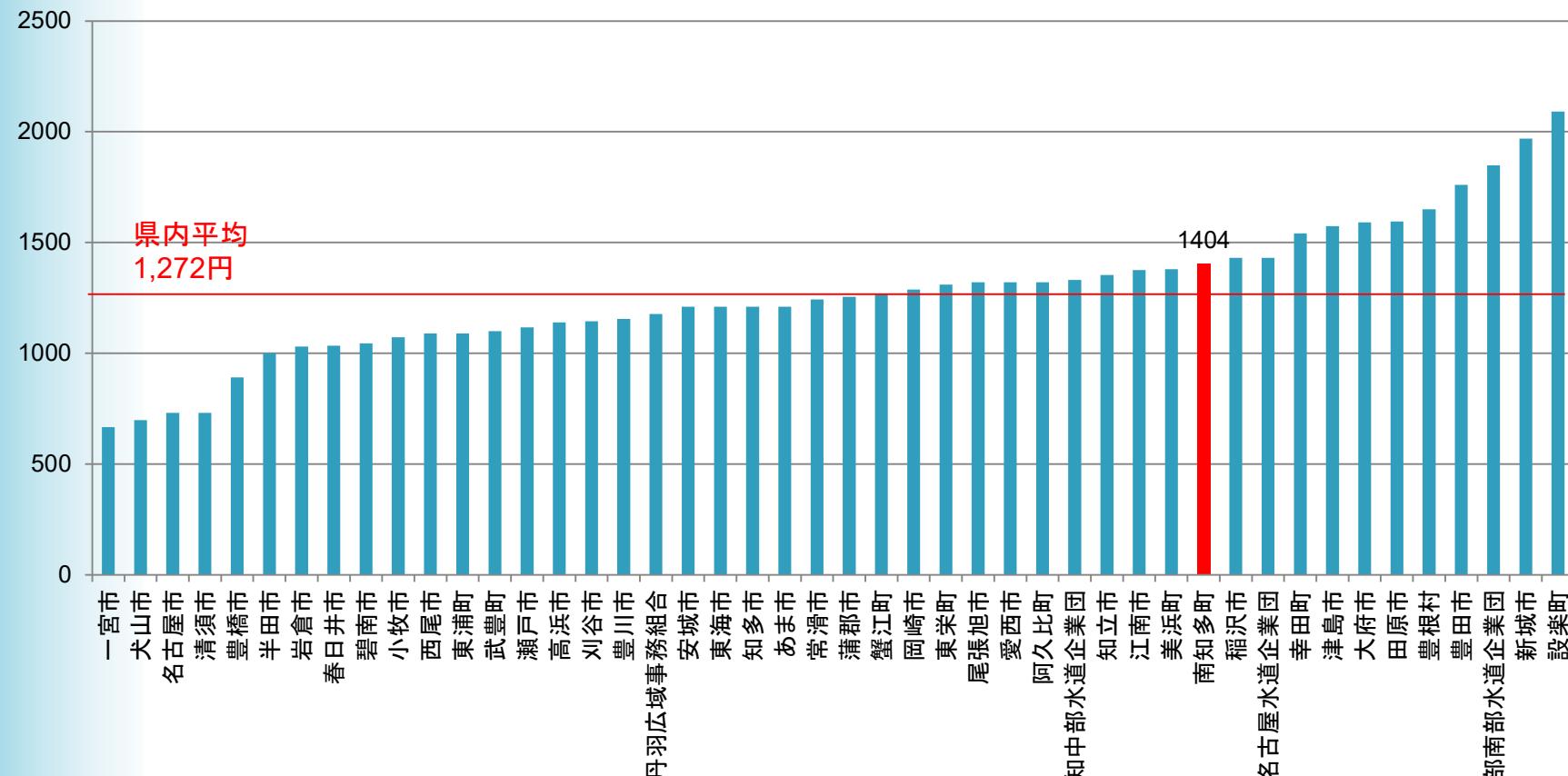
- ◆ 過去5年間の基本料金と従量料金の推移をみると、調定戸数(世帯数)の減少割合は低いため基本料金収入は同程度(コロナ減免年度を除く)で推移している一方で、1件当たりの利用水量が減少していることにより従量料金収入は令和2年度以降減少傾向が続いている。
- ◆ 直近年度の基本料金割合(約29%)は、日本水道協会の水道料金算定要領に基づく総括原価の集計結果(約32%)を若干下回っています。
- ◆ 今後も1件当たりの利用水量の減少傾向は続くことが想定されるため、経営の安定化のためには、基本料金収入割合の増加を図る必要があります。【使用料体系課題】



(参考)料金水準の県内他団体比較①

◆ 本町水道事業の一般家庭(13口径)で10m³/月の水道を利用した場合の水道料金を、県内他団体と比較すると、県内平均を約130円上回っており、県内では比較的高い水準にあると言えます。

1か月10立米当たり料金・口径13mm

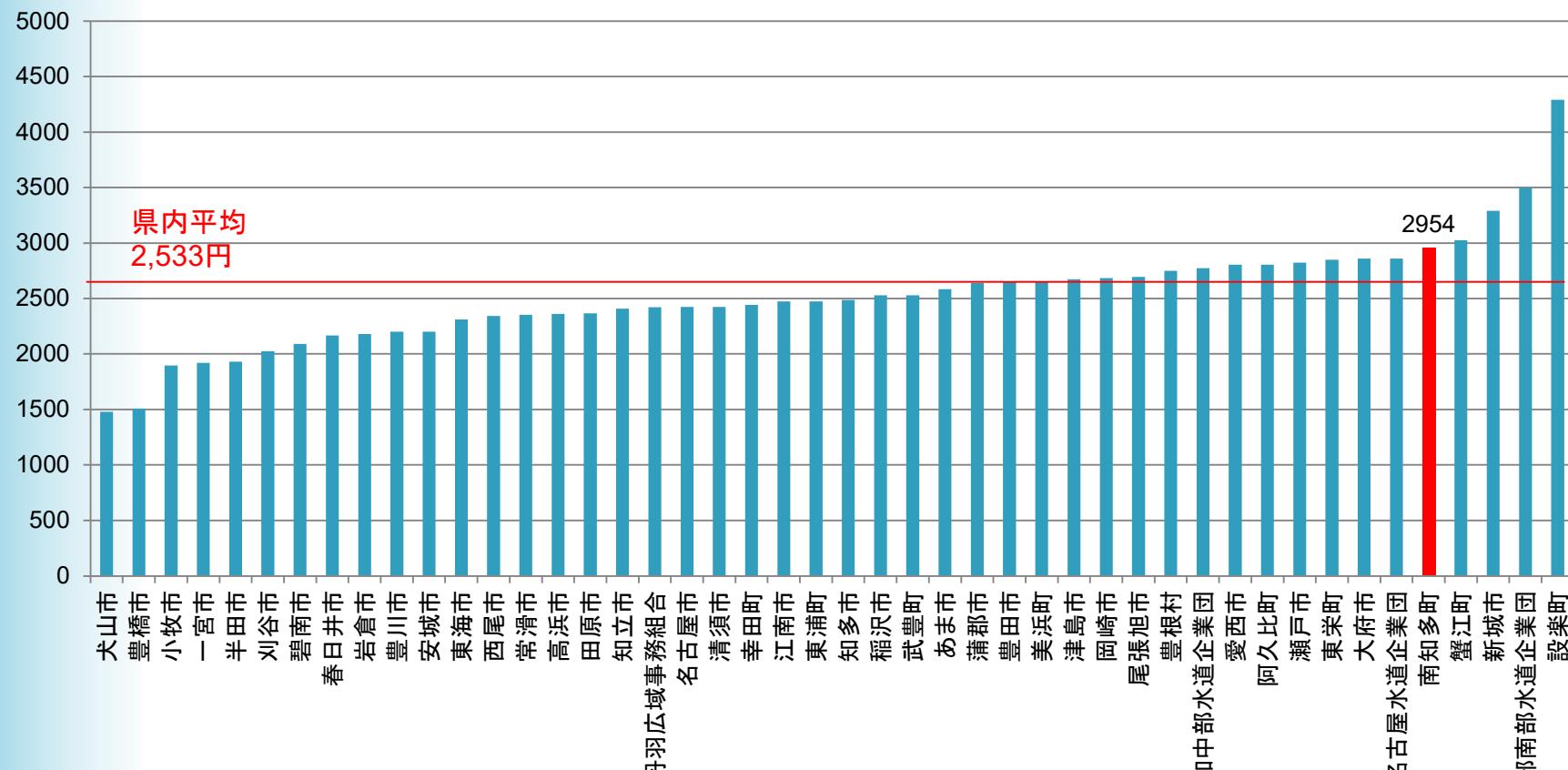


※他団体数値は公表されている令和5年度決算データ。

(参考)料金水準の県内他団体比較②

- ◆ 本町水道事業の一般家庭(13口径)で20m³/月の水道を利用した場合の水道料金を、県内他団体と比較すると、県内平均を約420円上回っており、県内では、10m³/月の水道を利用した場合以上に比べて、高い水準にあります。
- ◆ これは、従量料金設定が他団体と比較して高い水準にあることを示しています。

1か月20立米当たり料金・口径13mm



※他団体数値は公表されている令和5年度決算データ。

水道料金の現状と課題(まとめ)

項目	現状と課題
内訳分析	<ul style="list-style-type: none">◆ <u>基本料金は口径に関わらず一律</u>ですが、13口径等の小口径と比較し、中・大口径における1件当たり利用水量が大きくなっています。<u>公平性の観点から、口径別基本料金の設定の検討が必要な状況です。</u>◆ 過増制従量料金のため、101m³以上の使用者が使う水量は全体の約36%ですが、料金収入で見ると全体の41%を占めています。<u>水需要の減少が見込まれる場合には、水量減少以上の割合で従量料金収入が減る恐れがある状況です。</u>◆ <u>基本水量の設定(月10m³)</u>のため、<u>月10m³以下利用者は料金収入割合(約11%)が有収水量割合(約6%)</u>と比較し、高い割合(公平性の課題)となっています
推移分析	<ul style="list-style-type: none">◆ 過去5年間、調定戸数減少割合を大きく上回る割合で、水道料金収入は減少傾向が続いています。この結果として、<u>基本料金収入が横ばいである一方で、従量料金収入は令和2年度以降減少傾向</u>が続いています(経営の安定化のためには、<u>基本料金収入割合を高めることが必要な状況</u>)。◆ <u>直近年度の基本料金割合(約29%)</u>は、日本水道協会の水道料金算定要領に基づく総括原価の集計結果(約32%)を若干下回っています。



料金体系の見直しにあたっては、①口径別基本料金の設定、②基本料金収入と従量料金収入の割合の見直し、③基本水量の見直し、④過増度の見直しが主なポイントとなります

3. 水道料金体系の見直しの検討

水道料金の原則について

水道料金の原則

地方公営企業法第21条
及び水道法第14条

① 公正妥当性

受益者である皆様に、サービス(受益)に合わせた公平な料金体系

- 使用者ごとに使用水量や使用水量に応じた口径が異なるなかで、使用者間の負担の公平性を担保する水道料金の設定が必要

② 適正な原価

効率化を図ることで無駄なコストを省き、事業運営を行える適正な原価

- 業務の効率化、使用者ニーズへの適合等について常に検討を行い、経営改善の努力を継続することが必要

③健全運営の確保

資産維持(更新等)を行うための利益を確保し、健全運営を行う

- 安定的な事業運営を確保するために、施設の計画的な維持、更新の実施が可能となるように、経営基盤(資金)の確保が必要

水道料金改定検討のながれ

- ◆ 水道料金については、まず料金で賄うべき総括原価を算定して、必要な改定率を算出します。
- ◆ その後総括原価分解をして一定の方法で使用者に総括原価を配賦し、基本料金と従量料金を算出します。

ステップ1 総括原価の算定 (料金水準の算定)

- 将来の水需要予測の算定
- 将來の財政収支のシミュレーション
- 将來の財政収支見通しから料金算定期間中に発生する費用及び控除額を算定

ステップ2 総括原価の分解

- ステップ1で算定された費用を、その費用発生の要因から、以下に分解
 - ・検針費用や量水器費用のような「需要家費」
 - ・維持管理費や減価償却費のような「固定費」
 - ・動力費や薬品費、受水費のような「変動費」

ステップ3 料金区分への配分

- ステップ2で分解された需要家費、固定費、変動費をそれぞれ「準備料金」、「水量料金」へ配分する。

第3回
審議会
で実施

ステップ4 料金への配賦 (料金体系の設定)

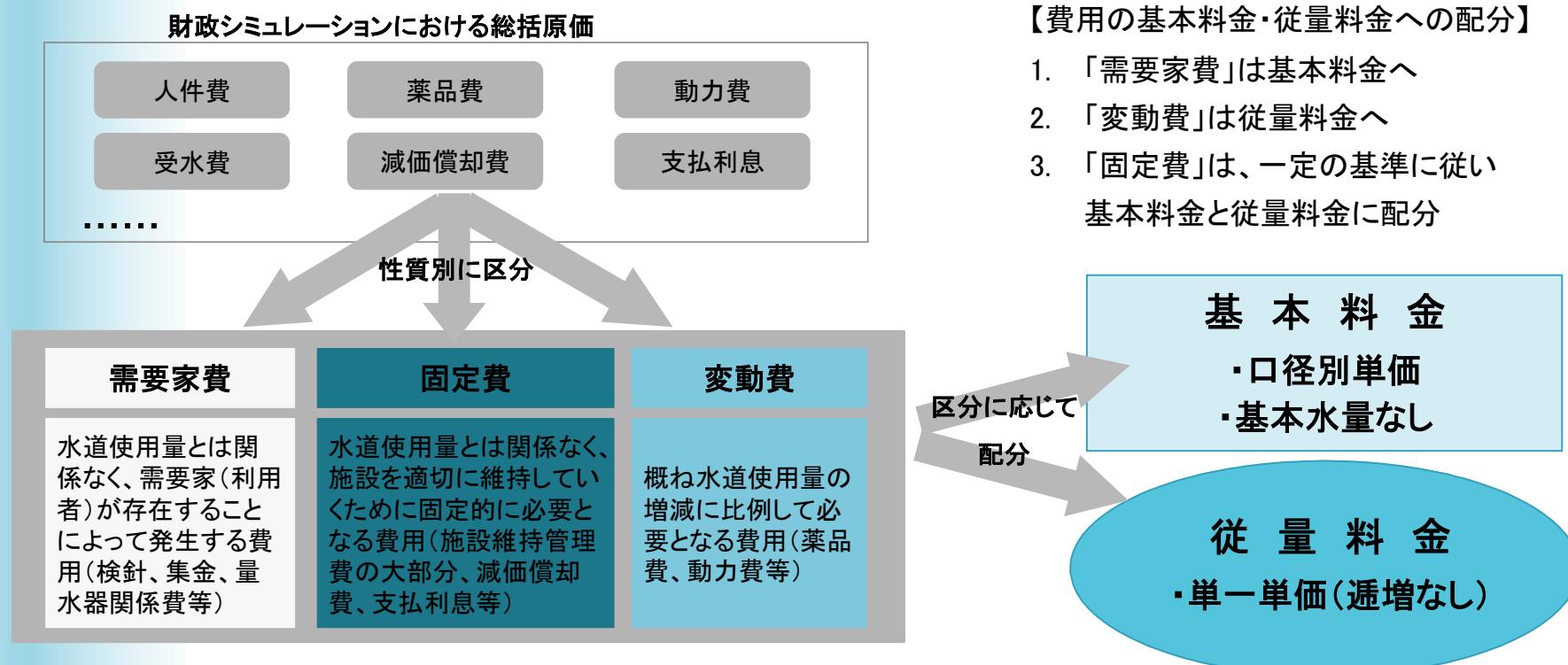
- ステップ3で配分された準備料金を、口径の大きさに基づき「基本料金」へ、水量料金を遞増度に配慮したうえで使用量に基づいて「従量料金」へ配賦
(検討ポイント例)
 - ① 基本料金収入と従量料金収入の割合の設定
 - ② 口径別料金単価の設定(基本料金・従量料金)
 - ③ 基本水量の設定
 - ④ 従量料金の遞増度の設定
- 料金表案のパターンを提示



総括原価に基づく料金体系の考え方

- ◆ 総括原価とは、料金算定期間において料金収入で賄うべき全ての費用のことです。
- ◆ 算定要領では、総括原価を、費用の性質に基づき「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解し、最終的に基本料金及び従量料金に配賦することとされています。
- ◆ 算定要領の考え方に基づき、固定的な費用は固定的な収入である基本料金収入で賄い、変動的な費用は使用水量に応じた従量料金収入で賄うことで、経営環境の変化に強い料金体系となります。

算定要領に基づく総括原価の区分(イメージ)



水道料金算定要領に基づく算定結果(1/3)

- ◆ 算定要領に基づき、総括原価を「基本料金」「従量料金」に配分しました。
 - ◆ 基本料金割合は、31.8%になり、令和6年度実績(29.2%)からは2%上回っています。

総括原価算定結果

水道料金算定要領に基づく算定結果(2/3)

- ◆ 前頁で配分された「基本料金」、「従量料金」について、更に「基本料金」を各口径の基本料金へ配賦し、「従量料金」は、料金算定期間(令和8~12年度)の推計有収水量に基づいて1m³あたりの従量料金を算定することで料金体系(案)を作成しました。
- ◆ 代表的な水量での料金負担増加率を確認すると、口径13mmの0m³や大量使用者で増加率がマイナスとなる一方で、20mm以上の口径の少量～中量利用者では改定率が非常に高くなる等、水道料金算定要領に基づく算定結果の採用は現実的ではありません。

水道料金算定要領に基づく算定結果

(1か月、円、税抜)

口径	基本料金	従量料金
13mm	1,184	
20mm	2,307	
25mm	3,421	
30mm	4,946	
40mm	8,619	
50mm	14,754	
75mm	32,889	
100mm	58,679	



【代表的な水量での料金負担増加率】

例: 口径30mm・0m³使用
(現行)1,381円→(改定後)4,946円 258.2%上乗せ

水量(1か月)	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
	-7.2%	75.5%	152.9%	258.2%	515.6%	698.3%	1455.4%
0m ³	-7.2%	75.5%	152.9%	258.2%	515.6%	698.3%	1455.4%
5m ³	59.4%	140.2%	215.7%	319.7%	576.4%	744.3%	1495.6%
10m ³	126.0%	204.8%	278.6%	381.3%	637.1%	790.3%	1535.8%
15m ³	88.5%	140.6%	190.2%	259.4%	430.7%	577.9%	1157.1%
20m ³	70.7%	109.5%	147.0%	199.1%	327.9%	457.3%	929.9%
30m ³	27.2%	48.8%	69.9%	99.1%	170.9%	260.2%	557.5%
50m ³	2.5%	13.9%	25.1%	40.7%	78.8%	132.1%	302.3%
100m ³	-12.2%	-7.0%	-1.8%	5.4%	22.9%	49.1%	131.4%
250m ³	-19.9%	-17.9%	-15.9%	-13.2%	-6.5%	3.9%	36.1%
500m ³	-22.3%	-21.3%	-20.3%	-19.0%	-15.7%	-10.5%	5.5%
1000m ³	-23.5%	-23.0%	-22.5%	-21.8%	-20.2%	-17.6%	-9.6%
2500m ³	-24.1%	-23.9%	-23.8%	-23.5%	-22.8%	-21.8%	-18.6%

負担減

負担増

水道料金算定要領に基づく算定結果(3/3)

	検討ポイント①	検討ポイント②	検討ポイント③	検討ポイント④
内容	口径別基本料金の設定	基本料金収入と従量料金収入の割合の見直し	基本水量の見直し	遙増度の見直し
算定要領	<ul style="list-style-type: none"> ・料金算定要領の考え方に基づいて口径別基本料金を設定することが使用者間の負担の公平性の確保につながる 	<ul style="list-style-type: none"> ・水量の減少に影響されない基本料金の収入割合を増やすことで、経営環境に強い料金体系となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量は、原則は設定しない ・利用者負担の激変緩和のために基本水量設定する場合、適正な従量料金を設定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・従量料金については、原則は、単一の料金を設定すべき ・利用者負担の激変緩和のために従量料金を設定する場合、過度な遙増度を設けることは避ける



【各検討ポイントにおける考察】

分析	負担の公平性を確保した結果、基本料金の負担額が、負担減となる利用者がいる一方で、最大約14倍(75mm口径)	基本料金割合は、29.2%(令和6年度実績)から31.8%に増加することで、経営環境の変化に強い料金体系へと改善	基本水量の廃止により公平性が確保される一方で、現行の基本水量(10m³/月)付近の利用者の負担が大幅上昇	少量利用者の負担が大幅に増加し、多量利用者の負担が大幅に減少
評価	×	○	×	×
対応	激変緩和の観点から、20mm口径以上の口径別基本料金の設定を見直す	— (総括原価の配分結果(31.8%)を維持)	現行の基本水量(10m³/月)付近の利用者の激変緩和の観点から、従量料金の設定を見直す	現行料金体系の水量区分毎に従量料金を設定するとともに、必要に応じて遙増度を見直す

体系パターン①(従量料金の見直し)の設定

【パターン設定(調整)の考え方】

	検討ポイント①	検討ポイント②	検討ポイント③	検討ポイント④
内容	口径別基本料金の設定	基本料金収入と従量料金収入の割合の見直し	基本水量の見直し	遅増度の見直し
算定要領	料金算定要領の算定結果を採用(調整無し)	料金算定要領の算定結果を採用(調整無し)	料金算定要領の考え方に基づき0m ³ (調整無し)	利用者負担の激変緩和のため、 <u>現在の従量料金に同一料金(39円)を加算した従量料金設定</u> とする。

【パターン① 料金体系】

(1か月あたり・税抜き)

口径	基本料金	超過料金(1m ³ あたり)		
		1~10m ³ まで	11~20m ³ まで	21m ³ 以上
13口径	1,184円			
20口径	2,307円			
25口径	3,421円			
30口径	4,946円			
40口径	8,619円			
50口径	14,754円			
75口径	32,889円			
100口径	58,679円	39円/m ³	180円/m ³	264円/m ³

体系パターン①(従量料金設定の見直し)の分析

【代表的な水量における影響】

水量 (1か月)	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
0m ³	-7.2%	75.5%	152.9%	258.2%	515.6%	698.3%	1455.4%
5m ³	8.0%	90.3%	167.3%	272.3%	529.6%	708.8%	1464.6%
10m ³	23.3%	105.2%	181.7%	286.4%	543.5%	719.4%	1473.8%
15m ³	24.9%	78.1%	129.0%	199.0%	370.8%	528.5%	1112.4%
20m ³	25.6%	65.1%	103.2%	155.8%	284.8%	420.2%	895.5%
30m ³	21.7%	43.4%	64.5%	93.8%	165.6%	255.3%	552.8%
50m ³	19.5%	30.9%	42.1%	57.6%	95.6%	148.1%	318.0%
100m ³	18.2%	23.4%	28.5%	35.7%	53.2%	78.8%	160.7%
250m ³	17.5%	19.5%	21.4%	24.2%	30.9%	40.9%	73.0%
500m ³	17.3%	18.3%	19.2%	20.6%	23.9%	28.9%	44.8%
1000m ³	17.2%	17.7%	18.2%	18.8%	20.5%	23.0%	30.9%
2500m ³	17.1%	17.3%	17.5%	17.8%	18.4%	19.4%	22.6%

負担減

負担増

【各検討ポイントにおける考察】

全体評価

×

太字下線は改善部分

	検討ポイント①	検討ポイント②	検討ポイント③	検討ポイント④
分析	負担の公平性を確保した結果、基本料金の負担額が、負担減となる利用者がいる一方で、最大約14倍(75mm口径)	基本料金割合は、29.2%(令和6年度実績)から31.8%に増加することで、経営環境の変化に強い料金体系へと改善	<u>一定程度改善されるものの、20口径における10m³/月付近の利用者の負担が大幅上昇</u>	<u>13口径利用者の負担は軽減されるが、20口径の少量利用者の負担は、大幅に増加(13口径と20口径の格差)</u>
評価	×	○	△	△

体系パターン②(従量料金+基本料金の見直し)の設定

【パターン設定(調整)の考え方】

	検討ポイント①	検討ポイント②	検討ポイント③	検討ポイント④
内容	口径別基本料金の設定	基本料金収入と従量料金収入の割合の見直し	基本水量の見直し	遅増度の見直し
算定要領	口径別基本料金のうち、 <u>固定費を口径割合で配布するように調整する。</u>	料金算定要領の算定結果を採用(調整無し)	料金算定要領の考え方に基づき0m ³ (調整無し)	利用者負担の激変緩和のため、 <u>現在の従量料金に同一料金(39円)を加算した従量料金設定</u> とする。

【パターン② 料金体系】

(1か月あたり・税抜き)

口径	基本料金	超過料金(1m ³ あたり)		
		1~10m ³ まで	11~20m ³ まで	21m ³ 以上
13口径	1,452円			
20口径	2,008円			
25口径	2,406円			
30口径	2,900円			
40口径	3,687円			
50口径	5,718円			
75口径	7,844円			
100口径	10,760円			
		39円/m ³	180円/m ³	264円/m ³

体系パターン②(従量料金+基本料金の見直し)の分析

【代表的な水量における影響】

13mm口径に比較し、負担増

水量 (1か月)	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
0m ³	13.8%	52.8%	77.9%	110.0%	163.4%	209.4%	271.0%
5m ³	29.0%	67.6%	92.3%	124.1%	177.3%	219.9%	280.2%
10m ³	44.3%	82.4%	106.7%	138.2%	191.2%	230.5%	289.4%
15m ³	38.4%	63.3%	79.7%	100.9%	136.5%	174.5%	224.0%
20m ³	35.6%	54.1%	66.4%	82.4%	109.2%	142.8%	184.8%
30m ³	27.2%	37.4%	44.2%	53.2%	68.2%	91.4%	119.3%
50m ³	22.4%	27.7%	31.4%	36.2%	44.1%	57.9%	74.5%
100m ³	19.5%	22.0%	23.6%	25.9%	29.5%	36.3%	44.5%
250m ³	18.0%	18.9%	19.6%	20.4%	21.8%	24.5%	27.8%
500m ³	17.5%	18.0%	18.3%	18.7%	19.4%	20.8%	22.4%
1000m ³	17.3%	17.5%	17.7%	17.9%	18.3%	18.9%	19.7%
2500m ³	17.2%	17.3%	17.3%	17.4%	17.6%	17.8%	18.1%

【各検討ポイントにおける考察】

全体評価 △

太字下線は改善部分

	検討ポイント①	検討ポイント②	検討ポイント③	検討ポイント④
分析	<u>基本料金の負担額が、最大約2.7倍(75mm口径)程度に抑制されるが、20口径の負担が大きい</u>	基本料金割合は、29.2%（令和6年度実績）から31.8%に増加することで、経営環境の変化に強い料金体系へと改善	一定程度改善されるものの、20口径における10m ³ /月付近の利用者の負担が大幅上昇	13口径利用者の負担は軽減されるが、20口径の少量利用者の負担は、大幅に増加(13口径と20口径の格差)
評価	△	○	△	△

パターン設定の見直し

- ◆ 総括原価算定結果及びパターン①、②では、いずれの場合も、以下のような課題があり、新たな使用料体系として採用することが難しいため、特に利用者の激変緩和の観点から、パターン②を基本料金、従量料金共に調整したパターン③を改めて設定することとします。

パターン	口径別基本料金の設定	遞増度の見直し	評価	体系の主な問題点
総括原価算定結果	料金算定要領の考え方に基づいて口径別基本料金を設定	従量料金については、原則は、 <u>単一の料金</u> を設定	—	<ul style="list-style-type: none">13口径の一部で負担減となる一方で、大口径の一部で改定率が非常に大きい少量～中量利用者では改定率が非常に高くなる
パターン①	料金算定要領の算定結果を採用(調整無し)	利用者負担の激変緩和のため、 <u>現在の従量料金に同一料金(39円)を加算した従量料金設定</u>	×	<ul style="list-style-type: none">13口径の一部で負担減となる一方で、大口径の一部で増加率が非常に大きい20口径以上の少量～中量利用者では改定率が非常に高くなる
パターン②	口径別基本料金のうち、 <u>固定費を口径割合で配布するように調整</u>	利用者負担の激変緩和のため、 <u>現在の従量料金に同一料金(39円)を加算した従量料金設定</u>	△	<ul style="list-style-type: none">一般改定が中心の20口径の少量～中量利用者の改定率が、13口径の改定率と比較し大幅に高くなる

総括原価算定結果を基に、口径別基本料金の設定及び遞増度(従量料金)の設定を見直しても、現実的に採用困難な料金体系となるため、利用者の激変緩和の観点から更なる調整を行った料金体系の検討が必要です

体系パターン③(激変緩和の観点で調整)の設定

【パターン設定(調整)の考え方】

	検討ポイント①	検討ポイント②	検討ポイント③	検討ポイント④
内容	口径別基本料金の設定	基本料金収入と従量料金収入の割合の見直し	基本水量の見直し	遅増度の見直し
算定要領	口径別基本料金のうち、 <u>固定費を口径割合で配布するように調整し、さらに20口径の固定費配分を軽減(×80%)する。</u>	料金算定要領の算定結果を採用(調整無し)	料金算定要領の考え方に基づき0m ³ (調整無し)	利用者負担の激変緩和のため、 <u>第一段階の従量料金を30円、第二段階の遅増度を現在の1.6倍としたうえで、最大従量料金区分を追加する。</u>

【パターン③ 料金体系】

(1か月あたり・税抜き)

口径	基本料金	超過料金(1m ³ あたり)			
		1~10m ³ まで	11~20m ³ まで	21~50m ³ 以上	51m ³ 以上
13口径	1,492円				
20口径	1,750円				
25口径	2,482円				
30口径	2,992円				
40口径	3,810円				
50口径	5,871円				
75口径	8,075円				
100口径	11,106円				

← 第一～第四段階を設定 →

30円/m³ 159円/m³ 255円/m³ 293円/m³

遅増度
1.6倍

体系パターン③(激変緩和の観点で調整)の分析

【代表的な水量における影響】

水量 (1か月)	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
0m ³	16.9%	33.1%	83.5%	116.7%	172.1%	217.7%	281.9%
5m ³	28.6%	44.5%	94.6%	127.5%	182.9%	225.8%	289.0%
10m ³	40.4%	55.9%	105.7%	138.4%	193.6%	233.9%	296.1%
15m ³	30.6%	40.9%	73.9%	96.0%	133.1%	172.9%	225.3%
20m ³	25.9%	33.6%	58.3%	75.0%	102.9%	138.3%	182.8%
30m ³	20.1%	24.3%	38.0%	47.3%	62.9%	87.1%	116.6%
50m ³	16.8%	19.0%	26.2%	31.2%	39.5%	53.8%	71.2%
100m ³	23.9%	25.0%	28.2%	30.5%	34.3%	41.2%	49.7%
250m ³	27.7%	28.1%	29.3%	30.2%	31.6%	34.3%	37.6%
500m ³	28.8%	29.0%	29.6%	30.1%	30.8%	32.1%	33.8%
1000m ³	29.4%	29.5%	29.8%	30.0%	30.4%	31.0%	31.9%
2500m ³	29.7%	29.8%	29.9%	30.0%	30.1%	30.4%	30.7%

【各検討ポイントにおける考察】

全体評価 ○

太字下線は改善部分

	検討ポイント①	検討ポイント②	検討ポイント③	検討ポイント④
分析	<u>基本料金の負担額が、最大約2.8倍(75mm口径)程度に抑制しつつも、20口径の負担も抑制</u>	基本料金割合は、29.2%（令和6年度実績）から31.8%に増加することで、経営環境の変化に強い料金体系へと改善	<u>基本水量の廃止により公平性が確保しつつ、現行の基本水量(10m³/月)付近の利用者の負担も一定程度抑制</u>	<u>多量利用者の負担増加率は平均改定率程度に抑制しつつ、13口径、20口径の少量利用者の負担を一定程度抑制</u>
評価	○	○	○	○

料金体系の検討(まとめ)

- ◆ 総括原価算定結果をベースとして、一定程度負担の公平性を確保しつつ、激変緩和の観点にも十分配慮した新料金体系としてパターン③の料金体系が望ましいと考えます。
- ◆ 次回以降の料金改定においても、より公平性を確保した料金体系への意向を目指します。

パターン	総括	評価
総括原価算定結果	<ul style="list-style-type: none"> • 水道料金算定要領に基づいており、負担の公平性が確保されている。 • しかしながら、<u>13口径の一部で負担減となる一方で、大口径の一部で改定率が非常に大きい、少量～中量利用者では改定率が非常に高くなるといった課題</u>があり、実際の新料金体系としての採用は非現実的。 	—
パターン①	<ul style="list-style-type: none"> • 負担の公平性は非常に高く確保されている。(従量料金のみ調整) • 一部改善されるものの、<u>13口径の一部で負担減となる一方で、大口径の一部で増加率が非常に大きい、20口径以上の少量～中量利用者では改定率が非常に高くなるといった課題</u>があり、実際の新料金体系としての採用は非現実的。 	×
パターン②	<ul style="list-style-type: none"> • 負担の公平性は高く確保されている。(従量料金・口径別基本料金を調整) • さらに改善されるものの、<u>一般改定が中心の20口径の少量～中量利用者の改定率が、13口径の改定率と比較し大幅に高くなるという課題</u>があり、実際の新料金体系としての採用は、市民生活への配慮の観点から困難。 	△
パターン③	<ul style="list-style-type: none"> • 総括原価算定結果を、①基本料金と従量料金の割合、②基本水量の廃止という点で踏襲しており、一定程度負担の公平性が確保されている。 • <u>これまで一律基本料金であったことから、25口径以上の少量～中量利用者改定率は高めになるものの、全体的に公平性と激変緩和が両立という点でバランスの取れた体系。</u> 	○

(参考)口径別・水道料金負担額の変化

【現行料金との比較(使用水量ごと(1カ月あたり))】

【13口径】1か月あたりの水道使用料(基本料金+従量料金・税抜)

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金	パターン1	パターン2	パターン3
0m ³	1,276円	1,184円 (-92円)	1,452円 (+176円)	1,492円 (+216円)
10m ³	1,276円	1,574円 (+298円)	1,842円 (+566円)	1,792円 (+516円)
20m ³	2,685円	3,374円 (+689円)	3,642円 (+957円)	3,382円 (+697円)
30m ³	4,940円	6,014円 (+1,074円)	6,282円 (+1,342円)	5,932円 (+992円)
40m ³	7,195円	8,654円 (+1,459円)	8,922円 (+1,727円)	8,482円 (+1,287円)
50m ³	9,449円	11,294円 (+1,845円)	11,562円 (+2,113円)	11,032円 (+1,583円)
100m ³	20,722円	24,494円 (+3,772円)	24,762円 (+4,040円)	25,682円 (+4,960円)
250m ³	54,540円	64,094円 (+9,554円)	64,362円 (+9,822円)	69,632円 (+15,092円)
500m ³	110,904円	130,094円 (+19,190円)	130,362円 (+19,458円)	142,882円 (+31,978円)

(参考)口径別・水道料金負担額の変化

【現行料金との比較(使用水量ごと(1カ月あたり))】

【20口径】1か月あたりの水道使用料(基本料金+従量料金・税抜)

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金	パターン1	パターン2	パターン3
0m ³	1,315円	2,307円 (+992円)	2,008円 (+693円)	1,750円 (+435円)
10m ³	1,315円	2,697円 (+1,382円)	2,398円 (+1,083円)	2,050円 (+735円)
20m ³	2,724円	4,497円 (+1,773円)	4,198円 (+1,474円)	3,640円 (+916円)
30m ³	4,978円	7,137円 (+2,159円)	6,838円 (+1,860円)	6,190円 (+1,212円)
40m ³	7,233円	9,777円 (+2,544円)	9,478円 (+2,245円)	8,740円 (+1,507円)
50m ³	9,487円	12,417円 (+2,930円)	12,118円 (+2,631円)	11,290円 (+1,803円)
100m ³	20,760円	25,617円 (+4,857円)	25,318円 (+4,558円)	25,940円 (+5,180円)
250m ³	54,578円	65,217円 (+10,639円)	64,918円 (+10,340円)	69,890円 (+15,312円)
500m ³	110,942円	131,217円 (+20,275円)	130,918円 (+19,976円)	143,140円 (+32,198円)

(参考)口径別・水道料金負担額の変化

【現行料金との比較(使用水量ごと(1ヶ月あたり))】

【25口径】1ヶ月あたりの水道使用料(基本料金+従量料金・税抜)

使用水量 (1ヶ月あたり)	現行水道料金	パターン1	パターン2	パターン3
0m ³	1,353円	3,421円 (+2,068円)	2,406円 (+1,053円)	2,482円 (+1,129円)
10m ³	1,353円	3,811円 (+2,458円)	2,796円 (+1,443円)	2,782円 (+1,429円)
20m ³	2,762円	5,611円 (+2,849円)	4,596円 (+1,834円)	4,372円 (+1,610円)
30m ³	5,016円	8,251円 (+3,235円)	7,236円 (+2,220円)	6,922円 (+1,906円)
40m ³	7,271円	10,891円 (+3,620円)	9,876円 (+2,605円)	9,472円 (+2,201円)
50m ³	9,525円	13,531円 (+4,006円)	12,516円 (+2,991円)	12,022円 (+2,497円)
100m ³	20,798円	26,731円 (+5,933円)	25,716円 (+4,918円)	26,672円 (+5,874円)
250m ³	54,616円	66,331円 (+11,715円)	65,316円 (+10,700円)	70,622円 (+16,006円)
500m ³	110,980円	132,331円 (+21,351円)	131,316円 (+20,336円)	143,872円 (+32,892円)

(参考)口径別・水道料金負担額の変化

【現行料金との比較(使用水量ごと(1カ月あたり))】

【30口径】1か月あたりの水道使用料(基本料金+従量料金・税抜)

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金	パターン1	パターン2	パターン3
0m ³	1,381円	4,946円 (3,565円)	2,900円 (+1,519円)	2,992円 (+1,611円)
10m ³	1,381円	5,336円 (+3,955円)	3,290円 (+1,909円)	3,292円 (+1,911円)
20m ³	2,790円	7,136円 (+4,346円)	5,090円 (+2,300円)	4,882円 (+2,092円)
30m ³	5,045円	9,776円 (+4,731円)	7,730円 (+2,685円)	7,432円 (+2,387円)
40m ³	7,299円	12,416円 (+5,117円)	10,370円 (+3,071円)	9,982円 (+2,683円)
50m ³	9,554円	15,056円 (+5,502円)	13,010円 (+3,456円)	12,532円 (+2,978円)
100m ³	20,826円	28,256円 (+7,430円)	26,210円 (+5,384円)	27,182円 (+6,356円)
250m ³	54,645円	67,856円 (+13,211円)	65,810円 (+11,165円)	71,132円 (+16,487円)
500m ³	111,008円	133,856円 (+22,848円)	131,810円 (+20,802円)	144,382円 (+33,374円)

(参考)口径別・水道料金負担額の変化

【現行料金との比較(使用水量ごと(1ヶ月あたり))】

【40口径】1ヶ月あたりの水道使用料(基本料金+従量料金・税抜)

使用水量 (1ヶ月あたり)	現行水道料金	パターン1	パターン2	パターン3
0m ³	1,400円	8,619円 (+7,219円)	3,687円 (+2,287円)	3,810円 (+2,410円)
10m ³	1,440円	9,009円 (+7,609円)	4,077円 (+2,677円)	4,110円 (+2,710円)
20m ³	2,809円	10,809円 (+8,000円)	5,877円 (+3,068円)	5,700円 (+2,891円)
30m ³	5,064円	13,449円 (+8,385円)	8,517円 (+3,453円)	8,250円 (+3,186円)
40m ³	7,318円	16,089円 (+8,771円)	11,157円 (+3,839円)	10,800円 (+3,482円)
50m ³	9,573円	18,729円 (+9,156円)	13,797円 (+4,224円)	13,350円 (+3,777円)
100m ³	20,845円	31,929円 (+11,084円)	26,997円 (+6,152円)	28,000円 (+7,155円)
250m ³	54,664円	71,529円 (+16,865円)	66,597円 (+11,933円)	71,950円 (+17,286円)
500m ³	111,027円	137,529円 (+26,502円)	132,597円 (+21,570円)	145,200円 (+34,173円)

(参考)口径別・水道料金負担額の変化

【現行料金との比較(使用水量ごと(1か月あたり))】

【50口径】1か月あたりの水道使用料(基本料金+従量料金・税抜)

使用水量 (1か月あたり)	現行水道料金	パターン1	パターン2	パターン3
0m ³	1,848円	14,754円 (+12,906円)	5,718円 (+3,870円)	5,871円 (+4,023円)
10m ³	1,848円	15,144円 (+13,296円)	6,108円 (+4,260円)	6,171円 (+4,323円)
20m ³	3,257円	16,944円 (+13,687円)	7,908円 (+4,651円)	7,761円 (+4,504円)
30m ³	5,512円	19,584円 (+14,072円)	10,548円 (+5,036円)	10,311円 (+4,799円)
40m ³	7,766円	22,224円 (+14,458円)	13,188円 (+5,422円)	12,861円 (+5,095円)
50m ³	10,021円	24,864円 (+14,843円)	15,828円 (+5,807円)	15,411円 (+5,390円)
100m ³	21,294円	38,064円 (+16,770円)	29,028円 (+7,734円)	30,061円 (+8,767円)
250m ³	55,112円	77,664円 (+22,552円)	68,628円 (+13,516円)	74,011円 (+18,899円)
500m ³	111,475円	143,664円 (+32,189円)	134,628円 (+23,153円)	147,261円 (+35,786円)